

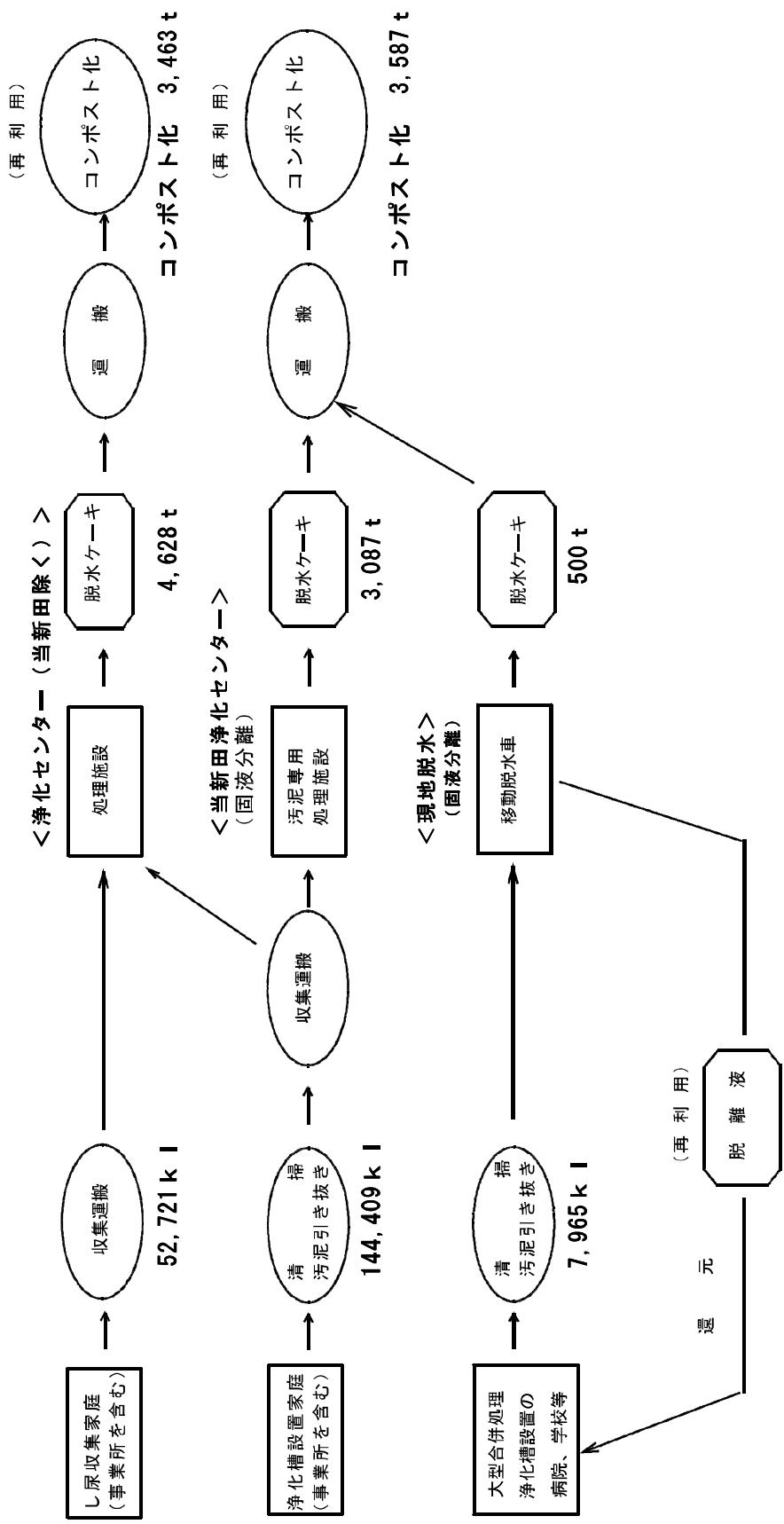
平成24年度残渣処理状況(処理場別)

施設名	搬入量		発生残渣	残渣量	処理方法	再利用率
	し尿	浄化槽汚泥				
一宮浄化センター	31,865.50 kl	56,729.51 kl	脱水ケーキ	2,851.2 t	⇒ 堆肥化	95.8%
			し渣	111.7 t	⇒ 焼却	
			清掃汚泥(洗浄砂)	14.4 t	⇒ 埋立	
当新田浄化センター	-	48,502.98 kl	脱水ケーキ	3,086.9 t	⇒ 堆肥化	97.5%
			し渣	64.4 t	⇒ 焼却	
			清掃汚泥(洗浄砂)	15.5 t	⇒ 埋立	
犬島浄化センター	44.52 kl	-	-	-	-	
現地脱水	-	7,965.10 kl	脱水ケーキ	499.61 t	⇒ 堆肥化	100.0%
神崎衛生施設組合	14,798.36 kl	23,323.78 kl	脱水ケーキ	1156.0 t	⇒ 焼却	9.0%
			し渣	42.0 t		
			清掃汚泥	118.0 t	⇒ 堆肥化	
旭清苑 (旭川中部衛生施設組合)	2,616.87 kl	5,038.04 kl	脱水ケーキ	153.8 t	⇒ 焼却	12.2%
			し渣	36.0 t	⇒ 焼却	
			清掃汚泥	26.4 t	⇒ 堆肥化	
清鶴苑 (備南衛生施設組合)	3,395.34 kl	10,814.29 kl	脱水ケーキ	467.3 t	⇒ 堆肥化	84.0%
			し渣	10.2 t	⇒ 焼却	
			清掃汚泥	78.9 t	⇒ 埋立	
合計	52,720.59 kl	152,373.70 kl		7049.5 t	⇒ 堆肥化	80.7%
				1574.1 t	⇒ 焼却	
				108.8 t	⇒ 埋立	

※堆肥化として処分された脱水ケーキは主に肥料として再利用されています。

※一部事務組合については、岡山市搬入分のみの処理量に対する残渣量です(総残渣量ではありません)。

○ 岡山市のし尿(浄化槽汚泥を含む)処理フローシート(平成24年度版)



年間適正収集量の算出について

-過去2回の考え方			
区域調整後の昭和56年度年間収集量(kt)	許可台数(台)		
116,308 ÷	50	=	2,327 kt／台
-倉敷市方式の場合			
2t車積載量(t)	平均積載割合	平均搬送回数／日	年間平均稼動日数(日)
1.8 ×	0.9 ×	5.5 ×	260
		=	2,317 kt／台

汚水処理人口普及率及び接続率について

1 汚水処理人口普及率について（平成24年度末）

		汚水処理施設ごとの内訳			
岡山市 住民基本 台帳人 口(人)	公共下水道+ 農業集落排水+ 合併処理浄化槽	公共下水道		農業集落排水 合併処理浄化槽	
		汚水処理 人口(人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)
701,923	553,638	78.9	447,215	63.7	8,309
				1.2	98,114
					14.0

2 普及率及び接続率の推移

	汚水処理 人口普及率 (%)	下水道普及率 (%)	公共下水道への 接続率(%)
H23年度末	78.8%	63.1%	84.2%
H24年度末	78.9%	63.7%	85.3%

平成25年3月31日

瀬戸地区におけるし尿処理業合理化事業

の実施に関する協定書(写)

岡山市(以下「甲」という。), キヨクトウ有限会社(以下「乙」という。)は, 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和50年法律第31号)に基づく瀬戸地区におけるし尿処理業合理化事業(以下「合理化事業」という。)を実施することに關し, 次のとおり合意し, 協定を締結する。

(責務)

第1条 合理化事業の本質は「補償の実態を有する支援事業」であるとの基本的認識に立ち, 甲は, 乙が下水道の整備に伴う著しい業務量の減少により, 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条の2第1項に基づき, 瀬戸地区におけるし尿処理業等において規模を縮小しつつも継続して行わなければならない実状に鑑み, 本協定で定める内容をもって, し尿処理業の円滑な縮小及び転換を図ることを支援するものとする。

2 乙は, 下水道の整備等により収集量が低下していく中で, 責任をもってし尿処理業を完遂することによって, 市民の負託に応えるものとする。

(合理化事業の対象等)

第2条 この協定に基づく合理化事業は, し尿処理業を対象として実施するものとし, 凈化槽清掃業に係る合理化事業の実施等については, 甲及び乙間で引き続き検討するものとする。

(減車対象車両の台数)

第3条 合理化事業に係る減車の対象とする車両の台数は, 1台当たりの年間適正収集量を旧岡山市の合理化事業計画において用いた数値である2,327KLとして, 乙の過去のし尿処理業務の実績において最大の収集量となった年度に係る収集量を2,327KLで除して得られた数値を参考とし, 1台とする。

(合理化事業の実施計画期間等)

第4条 合理化事業の実施計画期間(代替業務提供期間)は, 代替業務提供額の総額に達するまでの期間とする。

2 甲は, 毎年度末に翌年度に係る代替業務の内容を確定させ, それを乙との間において, 文書により確認するものとする。

(1台当たりの代替業務提供額)

第5条 合理化事業の実施計画期間内における減車1台当たりの代替業務提供額は, 258,000,000円(税抜金額)とする。

(代替業務提供額の総額等)

第6条 甲及び乙は, 本協定締結以前の平成18年度から同24年度までに乙に提供された合理化事業に係る代替業務提供額が, 166,515,288円(税抜金額)であることを互いに確認する。ただし, 平成24年度については提供見込額とする。

2 前項に規定する額を含めた代替業務提供額の総額は、258,000,000円(税抜金額)とする。
(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年6月25日

甲 岡山市長 高谷 茂男 (公印)

乙 キヨクトウ有限会社
代表取締役 寺尾 邦弘 (印)

御津地区におけるし尿処理業合理化事業

の実施に関する協定書(写)

岡山市(以下「甲」という。), 有限会社御津衛生センター(以下「乙」という。)は, 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和50年法律第31号)に基づく御津地区におけるし尿処理業合理化事業(以下「合理化事業」という。)を実施することに關し, 次のとおり合意し, 協定を締結する。

(責務)

第1条 合理化事業の本質は「補償の実態を有する支援事業」であるとの基本的認識に立ち, 甲は, 乙が下水道の整備に伴う著しい業務量の減少により, 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条の2第1項に基づき, 御津地区におけるし尿処理業等において規模を縮小しつつも継続して行わなければならない実状に鑑み, 本協定で定める内容をもって, し尿処理業の円滑な縮小及び転換を図ることを支援するものとする。
2 乙は, 下水道の整備等により収集量が低下していく中で, 責任をもってし尿処理業を完遂することによって, 市民の負託に応えるものとする。

(合理化事業の対象等)

第2条 この協定に基づく合理化事業は, し尿処理業を対象として実施するものとし, 净化槽清掃業に係る合理化事業の実施等については, 甲及び乙間で引き続き検討するものとする。

(減車対象車両の台数)

第3条 合理化事業に係る減車の対象とする車両の台数は, 1台当たりの年間適正収集量を旧岡山市の合理化事業計画において用いた数値である2, 327KLとして, 乙の過去のし尿処理業務の実績において最大の収集量となった年度に係る収集量を2, 327KLで除して得られた数値を参考とし, 2台とする。

(合理化事業の実施計画期間等)

第4条 合理化事業の実施計画期間(代替業務提供期間)は, 代替業務提供額の総額に達するまでの期間とする。

2 甲は, 毎年度末に翌年度に係る代替業務の内容を確定させ, それを乙との間において, 文書により確認するものとする。

(1台当たりの代替業務提供額)

第5条 合理化事業の実施計画期間内における減車1台当たりの代替業務提供額は, 197, 000, 000円(税抜金額)とする。

(代替業務提供額の総額等)

第6条 甲及び乙は, 本協定締結以前の平成16年度から同24年度までに乙に提供された合理化事業に係る代替業務提供額が, 310, 516, 577円(税抜金額)であることを互いに確認する。ただし, 平成24年度については提供見込額とする。

2 前項に規定する額を含めた代替業務提供額の総額は、394, 000, 000円(税抜金額)とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年6月25日

甲 岡山市長 高谷 茂男 (公印)

乙 有限会社御津衛生センター
代表取締役 甲元 政利 (印)

建部地区におけるし尿処理業合理化事業

の実施に関する協定書(写)

岡山市(以下「甲」という。), 有限会社旭川環境(以下「乙」という。)は, 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和50年法律第31号)に基づく建部地区におけるし尿処理業合理化事業(以下「合理化事業」という。)を実施することに關し, 次のとおり合意し, 協定を締結する。

(責務)

第1条 合理化事業の本質は「補償の実態を有する支援事業」であるとの基本的認識に立ち, 甲は, 乙が下水道の整備に伴う著しい業務量の減少により, 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条の2第1項に基づき, 建部地区におけるし尿処理業等において規模を縮小しつつも継続して行わなければならない実状に鑑み, 本協定で定める内容をもって, し尿処理業の円滑な縮小及び転換を図ることを支援するものとする。

2 乙は, 下水道の整備等により収集量が低下していく中で, 責任をもってし尿処理業を完遂することによって, 市民の負託に応えるものとする。

(合理化事業の対象等)

第2条 この協定に基づく合理化事業は, し尿処理業を対象として実施するものとし, 净化槽清掃業に係る合理化事業の実施等については, 甲及び乙間で引き続き検討するものとする。

(減車対象車両の台数)

第3条 合理化事業に係る減車の対象とする車両の台数は, 1台当たりの年間適正収集量を旧岡山市の合理化事業計画において用いた数値である2, 327KLとして, 乙の過去のし尿処理業務の実績において最大の収集量となった年度に係る収集量を2, 327KLで除して得られた数値を参考とし, 1台とする。

(合理化事業の実施計画期間等)

第4条 合理化事業の実施計画期間(代替業務提供期間)は, 代替業務提供額の総額に達するまでの期間とする。

2 甲は, 毎年度末に翌年度に係る代替業務の内容を確定させ, それを乙との間において, 文書により確認するものとする。

(1台当たりの代替業務提供額)

第5条 合理化事業の実施計画期間内における減車1台当たりの代替業務提供額は, 197, 000, 000円(税抜金額)とする。

(代替業務提供額の総額等)

第6条 甲及び乙は, 本協定締結以前の平成17年度から同24年度までに乙に提供された合理化事業に係る代替業務提供額が, 83, 267, 810円(税抜金額)であることを互いに確認する。ただし, 平成24年度については提供見込額とする。

2 前項に規定する額を含めた代替業務提供額の総額は、197,000,000円(税抜金額)とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年6月25日

甲 岡山市長 高谷 茂男 (公印)

乙 有限会社旭川環境
代表取締役 甲元 勉 (印)

合併地区（御津、瀬戸、建部地区）のし尿処理業合理化事業について

1 合理化事業について

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(S 5.0 制定)

第3条 市町村は、当該市町村の区域に係る下水道の整備・・によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等《し尿処理業、浄化槽清掃業》について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための事業（以下「合理化事業」という。）に関する計画（以下「合理化事業計画」という。）を定め、都道府県知事の承認を受けることができる。

具体的な事業内容については、（1）資金上の措置として交付金等の金銭の交付、（2）事業の転換の措置として代替業務の提供等が挙げられている（S 6.1. 3. 1 3 厚生省水道環境部長通知他）。

本市（岡山地区）においては、第1次（平成16年度～）、第2次（平成21年度～）の合理化事業計画で、その計画期間（5年間）内に支援額に見合う代替業務（随意契約による業務委託）を提供する支援を行っている。

2 合併地区的状況

ア 瀬戸地区・・・H 23. 7. 6 にし尿処理業合理化事業の実施に関する協定書を締結。H 24. 3. 2 に岡山市合理化事業計画の変更について岡山県の承認を受けた。

イ 御津、瀬戸、建部地区・・・旧町時代には合理化事業計画まで策定していなかったが、協定書、覚書を締結し、法の趣旨を尊重して代替業務を提供していた。合併後もその支援措置を引き継いでいる。

3 御津、瀬戸、建部地区の合理化事業について

H 25. 6 に3地区の3業者と合理化事業の実施に関して大筋合意に達した。早急に協定書を締結し、市は、協定で定める内容をもってし尿処理業の円滑な縮小及び転換を図ることを支援するものとし、各業者は下水道の整備等により収集量が低下していく中で、責任を持ってし尿処理業を完遂することとする。また、合理化事業計画を変更して岡山県の承認を受ける予定。

4 3地区的合理化事業の内容について

別紙のとおり

(別紙)

地区	業者名	減車の台数 台数 (台)	1台当たりの減車支 援額 (税抜き；円)	代替業務提供額の総額 (税抜き；円)	代替業務提供額の総額 (税抜き；円)	合理化事業の実施期間 (代替業務提供期間) 予定期間
瀬戸地区	キヨクトウ(有)	1	25,800,000	258,000,000	166,515,288	平成28年度
御津地区	南御津衛生センター	2	19,700,000	394,000,000	310,516,577	平成26年度
建部地区	有旭川環境	1	19,700,000	197,000,000	83,267,810	平成33年度

1 減車対象車両の台数の算出方法

(なお、□は岡山地区からの必要台数を使用。以下同じ。)

各地区とも、ピーク時と直近の年間収集量からそれぞれの必要台数を算定（1台当たりの年間適正収集量を[2, 327k]とする）し、その差を減車台数とした。

2 1台当たりの減車支援額の算出方法

「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」を準用した岡山地区の妥結内容を基本に算出

(1) 営業権に相当する補償

瀬戸地区	1台当たりの標準年間売上額	×	利益率	÷	年利率
	[23,560,164円] × 7.	5 / 12.	5 × [10%]	÷ [8%]	17,670,000円
御津・建部地区	[23,560,164円] × 5.	25 / 12.	5 × [10%]	÷ [8%]	12,369,000円
(2) 転業に必要とする期間の収益相当額	1台当たりの標準年間売上額	×	利益率	×	転業に通常必要とする期間（2年）
瀬戸地区	[23,560,164円] × 7.	5 / 12.	5 × [10%]	× [2年間]	2,827,000円
御津・建部地区	[23,560,164円] × 5.	25 / 12.	5 × [10%]	× [2年間]	1,979,000円
(3) 雇職者補償（運転手、作業員各1名）	(職種別平均賃金日額	×	1年以内	－	雇用保険日額 × 給付日数) × 人数
各地区同じ	運転手 (15,300円 × 279日) - 7,	650円 × [180日]	× [1名]	÷ 2,	891,000円
	作業員 (13,100円 × 279日) - 6,	550円 × [180日]	× [1名]	÷ 2,	476,000円

3 1台当たりの減車支援額

(1) ~ (3) の合計額 (10万円未満切り捨て)

4 代替業務提供額の総額の算出方法

瀬戸地区	1台当たりの減車支援額	÷	代替業務の利益率 × 減車台数
	[25,800,000] ÷ [10%]	×	1台 = 258,000,000円
御津地区	19,700,000	÷ [10%]	2台 = 394,000,000円
建部地区	19,700,000	÷ [10%]	1台 = 197,000,000円

5 代替業務の提供

瀬戸地区	瀬戸净化センター運転管理業務、脱水汚泥運搬業務
御津地区	野々口、御津中央浄化センター施設運転管理業務、脱水汚泥運搬業務、ごみ収集等業務
建部地区	建部净化センター運転管理業務、脱水汚泥運搬業務

岡山市と倉敷市の合理化事業計画のまとめ

項目	旧岡山市			倉敷市
	第1次計画 (H16～H20)	第2次計画(提言額) (H21～H25)	第2次計画(合意額) (H21～H25)	第1次計画 (H23～H27)
①営業権に 相当する補償	H12～H14(直近3年)の平均売上高 26,286,810 利益率10% 年利率8%	H17～H19(直近3年)の平均売上高 23,560,164 利益率6.2% 年利率8%	H17～H19(直近3年)の平均売上高 23,560,164 利益率10% 年利率8%	H19～H21(直近3年)の平均売上高 ※浄化槽汚泥売上高を含む 22,563,504 利益率10% 年利率8%
	32,858,000	18,259,000	29,450,000	28,204,380
②器具・備品等の 売却損に 相当する補償	償却資産評価額 6,264,950 残存率5% 313,000	適用しない	適用しない	適用しない
③従業員の 解雇予告手当に 相当する補償	運転手 作業員 予備員 1,006,000	適用しない	適用しない	適用しない
④転業に必要とす る 期間中の従前の 収益相当額の補償	平均売上高 26,286,810 利益率10% 転業期間2年 5,257,000	平均売上高 23,560,164 利益率6.2% 転業期間2年 2,921,000	平均売上高 23,560,164 利益率10% 転業期間2年 4,712,000	平均売上高 22,563,504 利益率10% 転業期間1年 2,256,350
⑤離職者補償	運転手 作業員 予備員 9,226,000	運転手 作業員 5,348,000	運転手 作業員 5,348,000	運転手 2,618,000
支援額	① 32,858,000 ② 313,000 ③ 1,006,000 ④ 5,257,000 ⑤ 9,226,000 ↓ 48,660,000	① 18,259,000 ④ 2,921,000 ⑤ 5,348,000 ↓ 26,528,000	① 29,450,000 ④ 4,712,000 ⑤ 5,348,000 ↓ 39,510,000	① 28,204,380 ④ 2,256,350 ⑥ 2,618,000 ↓ 33,078,730
	46,000,000	26,500,000	39,500,000	33,000,000
代替業務額 (税込)	483,000,000	278,200,000	414,700,000 (1,000万円返還)	346,500,000

国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準 拠粹

平成13年1月6日国土交通省訓令第76号

第3節 営業補償

(営業廃止の補償)

第47条土地等の取得又は土地等の使用に伴い通常営業の継続が不能となると認められるときは、次の各号に掲げる額を補償するものとする。

一免許を受けた営業等の営業の権利等が資産とは独立に取引される慣習があるものについては、その正常な取引価格

二機械器具等の資産、商品、仕掛品等の売却損その他資本に関して通常生ずる損失額

三従業員を解雇するため必要となる解雇予告手当相当額、転業が相当と認められる場合において従業員を継続して雇用する必要があるときにおける転業に通常必要とする期間中の休業手当相当額その他労働に関して通常生ずる損失額

四転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額（個人営業の場合においては、従前の所得相当額）

2 前項の場合において、解雇する従業員に対しては第68条の規定による離職者補償を行うものとし、事業主に対する退職手当補償は行わないものとする。

(離職者補償)

第68条土地等の取得又は土地等の使用に伴い、土地等の権利者に雇用されている者が職を失う場合において、これらの者が再就職するまでの期間中所得を得ることができないと認められるときは、これらの者に対して、その者の請求により、再就職に通常必要とする期間中の従前の賃金相当額の範囲内で妥当と認められる額を補償することができるものとする。

国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針 拠粹

（平成15年8月5日国総国調第57号）

第32 基準第47条（営業廃止の補償）は、次により処理する。

1 通常営業の継続が不能となると認められるときとは、営業所、店舗等が次の各号のいずれかに該当し、かつ、個別的な事情を調査の上、社会通念上当該営業所、店舗等の妥当な移転先がないと認められるときとする。

一法令等により営業場所が限定され、又は制限される業種に係る営業所等

二特定地に密着した有名店

三公有水面の占有を必要とする業種その他の物理的条件により営業場所が限定される業種に係る営業所等

四騒音、振動、臭気等を伴う業種その他の社会的条件により営業場所が限定される業種に係る営業所等

五生活共同体を営業基盤とする店舗等であって、当該生活共同体の外に移転することにより顧客の確保が特に困難になると認められるもの

2 営業の権利等で資産とは独立して取引される慣習があるもの（以下「営業権等」という。）の価格は、正常な取引価格によるものとし、正常な取引価格は近傍又は同種の営業権等の取引価格を基準とし、これらの権利及び補償の対象となる権利等について営業の立地条件、収益性、その他一般の取引における価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定する。近傍又は同種の営業権等の取引事例がない場合においては、当該営業権等の正常な取引価格は次式により算定した額を標準とする。

R / r

R：年間超過収益額過去3か年の平均収益額から年間企業者報酬額及び自己資本利子見積額を控除して得た額

この場合において自己資本利子見積額は自己資本額に年利率を乗じて得た額とする。

r：年利率

3 資産、商品、仕掛品等の売却損の補償については、次によるものとする。

(1) 建物、機械、器具、備品等の営業用固定資産の売却損の補償額は、その現在価格から現実に売却し得る価格を控除して得られる価格とし、これらの現在価格の50パーセントを基準とする。ただし、これらの資産が解体処分せざるを得ない状況にあるとき、又はスクラップとしての価値しかないときは、その解体処分価格又はスクラップ価格と現在価格との差額を補償するものとする。

(2) 商品、仕掛品、原材料等の営業用流動資産の売却損の補償額は、その費用価格（仕入費及び加工費等）から現実に売却し得る価格を控除して得られる価格とし、費用価格の50パーセントを標準とする。

4 解雇予告手当相当額の補償額は、解雇することとなる従業員の平均賃金の30日分以上とする。この補償及びその他の営業補償における平均賃金とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条に規定する平均賃金を標準とし、同条に規定する平均賃金以外のものでも、通常賃金の一部と考えられる家族手当等は、その内容を調査の上平均賃金に算入できるものとする。

5 同条第1項第3号に規定する転業に通常必要とする期間は、雇主が従来の営業を廃止して新たな営業を開始するために通常必要とする期間であって6か月ないし1年とし、この間の休業手当相当額は、この期間に対応する平均賃金の100分の80を標準として当該平均賃金の100分の60から100分の100までの範囲内で適正に定めた額とする。

6 同条第1項第4号に規定する転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額（個人営業の場合においては所得相当額）は、営業地の地理的条件、営業の内容、被補償者の個人的事情等を考慮して、従来の営業収益（又は営業所得）の2年（被補償者が高齢であること等により円滑な転業が特に困難と認められる場合においては3年）分の範囲内で適正に定めた額とする。この場合において法人営業における従前の収益相当額及び個人営業における従前の所得相当額は、売上高から必要経費を控除した額とし、個人営業の場合には必要経費中に自家労働の評価額を含まないものとする。

公共用地の取得に伴う損失補償基準細則 拠粹

昭和38年3月7日用地対策連絡会決定

最近改正平成21年6月29日

第26 基準第43条（営業廃止の補償）は、次により処理する。

1 通常営業の継続が不能となると認められるときとは、営業所、店舗等が次の各号のいずれかに該当し、かつ、個別的な事情を調査の上、社会通念上当該営業所、店舗等の妥当な移転先がないと認められるときとする。

一法令等により営業場所が限定され、又は制限される業種に係る営業所等

二特定地に密着した有名店

三公有水面の占有を必要とする業種その他の物理的条件により営業場所が限定される業種に係る営業所等

四騒音、振動、臭気等を伴う業種その他の社会的条件により営業場所が限定される業種に係る営業所等

五生活共同体を営業基盤とする店舗等であって、当該生活共同体の外に移転することにより顧客の確保が特に困難になると認められるもの

2 営業の権利等で資産とは独立して取引される慣習があるもの（以下「営業権等」という。）の価格は、正常な取引価格によるものとし、正常な取引価格は、近傍又は同種の営業権等の取引価格を基準とし、これらの権利及び補償の対象となる権利等について営業の立地条件、収益性その他一般の取引における価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定する。

近傍又は同種の営業権等の取引事例がない場合においては、当該営業権等の正常な取引価格は、次式により算定して得た額を標準とする。

R / r

R 年間超過収益額過去3か年の平均収益額から年間企業者報酬額及び自己資本利子見積額を控除して得た額。この場合における自己資本利子見積額は、自己資本相当額に年利率8パーセントを乗じて得た額

r 年利率8パーセント

3 資産、商品、仕掛品等の売却損の補償については、次による。

（一）建物、機械、器具、備品等の営業用固定資産の売却損の補償額は、その現在価格から現実に売却して得る価格を控除して得られる価格とし、現在価格の50パーセントを標準とする。ただし、これらの資産が解体処分せざるを得ない状況にあるとき、又はスクラップとしての価値しかないときは、そのとりこわし処分価格又はスクラップ価格と現在価格との差額を補償するものとする。

（二）商品、仕掛品、原材料等の営業用流動資産の売却損の補償額は、その費用価格（仕入費及び加工費等）から現実に売却して得る価格を控除して得られる価格とし、費用価格の50パーセントを標準とする。

4 解雇予告手当の補償額は、解雇することとなる従業員の平均賃金の30日分以上とする。この補償及びその他の営業補償における平均賃金とは、労働基準法（昭和22年法律第4

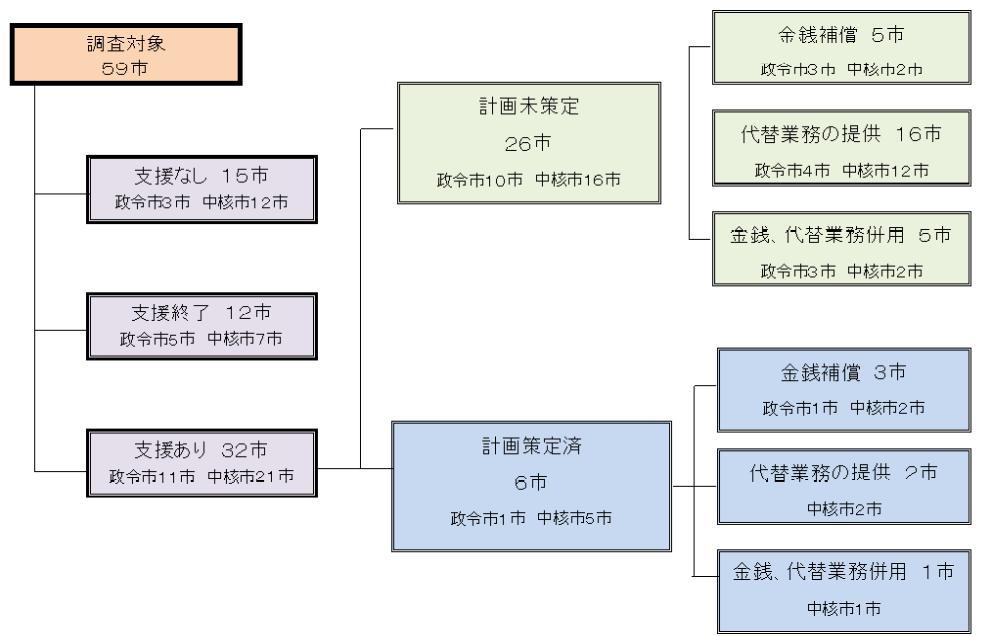
9号) 第12条に規定する平均賃金を標準とし、同条に規定する平均賃金以外のものでも、通常賃金の一部と考えられる家族手当等は、その内容を調査の上平均賃金に算入できるものとする。

5 転業に通常必要とする期間とは、雇主が従来の営業を廃止して新たな営業を開始するために通常必要とする期間であって6か月ないし1年とし、この期間の休業手当相当額は、この期間に対応する平均賃金の100分の80を標準として当該平均賃金の100分の60から100分の100までの範囲内で適正に定めた額とする。

6 転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額（個人営業の場合においては所得相当額）とは、営業地の地理的条件、営業の内容、被補償者の個人的事情等を考慮して、従来の営業収益（又は営業所得）の2年（被補償者が高齢であること等により円滑な転業が特に困難と認められる場合においては3年）分の範囲内で適正に定めた額とする。この場合において、法人営業における従前の収益相当額及び個人営業における従前の所得相当額は、売上高から必要経費を控除した額とし、個人営業の場合には必要経費中に自家労働の評価額を含まないものとする。なお、個人営業と事実上ほとんど差異のない法人営業については、個人営業と同様の所得相当額を基準として補償できるものとする。

他市の状況

合特法に基づくし尿業者への支援状況について本市が平成24年度に調査を実施した結果、下図のような状況となった。



調査対象とした59市のうち、約54%が、し尿業者に対して代替業務の提供や転換補償金等の支援を実施している。また現在は支援を行っていないが、過去支援を行っていた(支援が終了している)市は約20%にのぼる。また、支援を行っている市の中で、当市と同様に合理化事業計画を策定し、支援を実施している市は約19%となっている。

他市の支援体制比較表(政令市)

自治体	計画の有無	支援方法	支援額 (1台あたりの金額)	支援内容	問題点・課題	浄化槽清掃業を 合理化事業に含めるか
岡山市	有	代替事業の提供	3,950万円	下水開通業務、施設運転管理業務等	委託業務給付額等 (直近年度での決算金額) 568,660千円	
A市	無	代替事業の提供		し尿処理場汚泥運搬業務、ごみ収集業務等	39,638千円 地区毎の適正な支援額の調整 代替業務の確保が困難	含める
B市	無	金銭補償 代替事業の提供		産業、減車、転業に対して金銭補償 家庭系ゴミ収集運搬業務	86,827千円 代替業務の確保が困難	含めない
C市	無	金銭補償		し尿等収集業務點検補助金(5業者が対象)	2,898,136千円 適正な支援額の検討	
D市	無	金銭補償		3地域	122,400千円 適正な支援額の検討	含めない
E市	無	代替事業の提供		下水道維持管理業務、市立病院事業系ごみ収集運搬業務等	160,000千円 業務量の減少と支援のバランスをとること	含める
F市	無	金銭補償		不明	浄化槽清掃業に対する検討	検討中
G市	無	金銭補償 代替事業の提供	3,000万円		90,000千円 (交付累計額703,800千円)	含めない
H市	有	金銭補償	2,900万円	転廻業補助金の交付	154,225千円 ～昭和43年 選定業者の決定、転廻業補助金額 ・今後 代替業務の確保	
I市	無	金銭補償 代替事業の提供	800万円 2,300万円	下水道施設の維持管理、ごみ収集運搬 公共施設の浄化槽維持管理業務	259,898千円 代替業務の確保、適正な支援額の検討	含める

(注)平成24年度調査結果による

他市の支援体制比較表(中核市)

自治体	計画の有無	支援方法	支援額 (1台あたりの金額)	支援内容	問題点・課題	浄化槽清掃業を 合理化事業に含めるか、
J市	有	代替事業の提供	3,300万円	家庭ごみ収集業務、下水道管きよ清掃業務等	8,18,861千円	収集量予測と収集量実績の乖離に伴う支援超過
K市	無	代替事業の提供		廃棄物等搬出業務	6,678千円	代替業務の委託料の減少が見込まれる為 提供期間の延長を検討している。
L市	無	代替事業の提供		道路清掃業務、最終処分場汚水処理施設維持管理業務等	平成23年度決算額	
M市	無	代替事業の提供		焼却残灰搬出及び不燃物の収集運搬業務等	274,496千円	平成23年度決算額
N市	有	金銭補償	1,280万円/台(1次計画) 1,420万円/台(3次計画)	減車保障(1次計画)、転廃保証(3次計画)	91,015千円	し尿汚泥収集業務の悪化が懸念される為、今後 の収集業務全体のあり方を検討する必要がある
O市	有	代替事業の提供	2,153万円	ごみ収集運搬業務、公衆便所巡回清掃業務	平成23年度決算	代替業務の確保
P市	無	代替事業の提供		学校等ごみ収集運搬業務、し尿処理施設維持管理業務等 (5業者に対して10年間で12.7億円の代替業務の提供)	適正な支援額の検討	含めない
Q市	無	代替事業の提供 (就職の斡旋)		人員55名、車両20台に対して人員4名、車両2台を ペットボトル回収業務に転換する。	41,983千円	適正な支援額の検討
R市	有	金銭補償	3,243万円	減価補てん金、転廃業助成金	59,940千円	浄化槽部門も含めた支援の検討 代替業務の確保
S市	無	代替事業の提供		市庁舎等ごみ収集運搬業務	45,500千円	検討中
T市	無	代替業務の提供		家庭系ごみ地域定期収集運搬業務	297,108千円	既に転廃業している地区との整合性 適正な支援額
U市	無	利益補償	660万円	一般、臨時し尿収集業務	24,485千円	含めない

(注) 平成24年度調査結果による

岡山市水洗便所改造等補助金制度

平成26年3月31日まで延長します

岡山市下水道局

くみ取便所を水洗便所に改造したり、浄化槽を廃止して公共下水道へ接続しようとする市民の皆さんに対して、費用の一部を補助金として交付します。

【対象となる工事】

下水道の処理が可能な区域およびその予定区域内の既存の建物で、以下の内容の工事となります。なお、新築工事の場合は対象となりません。

- ◆ くみ取便所を水洗便所へ改造し、公共下水道へ接続
- ◆ 浄化槽を廃止して、公共下水道へ接続
- ◆ 平成26年3月31日(月)までに完工検査に合格したもの(ただし、
平成24年度以降に排水設備等計画確認を申請済みのもの)

【補助金額】

くみ取便所改造工事	便槽1槽につき 30,000円
浄化槽廃止工事	浄化槽1槽につき 20,000円

【補助金の申請期間】平成26年3月31日(月)まで

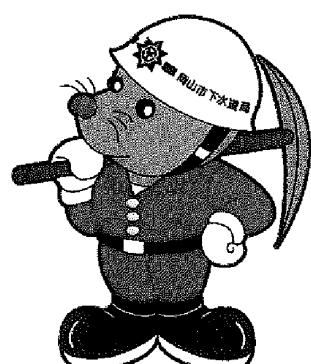
＜先着順となります。予算額に到達した時点で受付を終了します。＞

※手続き等は、3ページの「補助金申請の手続き」をご参照ください。

【ご利用いただける方】

- ◆ 排水設備等計画確認申請を提出し、完工検査に合格した方
- ◆ 市税、下水道事業負担金、下水道使用料、農業集落排水事業分担金及び農業集落排水処理施設使用料を滞納していない方
- ◆ 対象となる工事に関して岡山市下水道局で実施する以下の補助制度の交付申請をしていない方
 - ・ 岡山市私道共同排水設備設置補助制度
 - ・ 岡山市下水道低地汚水ポンプ施設設置補助制度
 - ・ 生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助制度

※ 国および公共団体は、本制度の対象外です。



★ご注意★

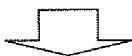
水洗便所改造等補助金の申請は、下水道に接続する工事が完了し、岡山市の検査に合格することが要件となっています。

下水道への接続がお済みでない方は、以下を参考に排水設備工事の手続きをお願いいたします。

【排水設備工事の手続き】▼補助金の申請前に必要な手続きです。

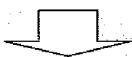
① 見積依頼

岡山市下水道排水設備指定工事店の中から選んで、接続工事の見積を依頼してください。



② 工事契約

見積内容を十分ご検討のうえ、工事を依頼する指定工事店を決めてください。



③ 排水設備等計画確認申請

排水設備等計画確認申請書を市に提出してください。市の審査後、排水設備等計画確認通知書を交付します。



④ 工事着手・完了

指定工事店が工事に着手します。工事が完了されましら、市に完工届と使用開始届を提出してください。



⑤ 完工検査

市による完工検査を行います。検査が完了しましたら、補助金の申請ができます。

■よくある質問

問 岡山市で施工業者は紹介してもらえますか？

答 岡山市では施工業者の紹介は行っておりません。「岡山市下水道排水設備指定工事店名簿」を参考にご検討ください。

問 工事費はいくらぐらいかかりますか？

答 工事費用は、それぞれの家屋の状況が異なりますので、一概には分かりません。複数の見積を取って、比較検討されることをお勧めします。

問 検査はどのように行われますか？

答 完工届の受理後、約1ヶ月で実施します。下水道局検査員が現地訪問し、申請書に基づく施工が行われているかを検査します。

問 検査が完了したかどうかは、どうすれば分かりますか？

答 検査に合格された場合は、「排水設備検査完了のお知らせ」をお渡しするか、不在の場合は、郵便受けなどに入れて帰ります。また、借家などの場合は、申請者に郵送します。

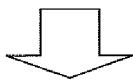
【補助金申請の手続き】

- ① 岡山市水洗便所改造等補助金
交付申請兼実績報告書の提出
排水設備等計画確認を申請した方が、
補助金の申請者となります。

提出先は、4ページの「申請書のご提出、
お問合せ先」をご確認ください。

▼添付書類

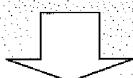
岡山市税の納税証明書[岡山市提出用]
(証明書の発行日が1ヶ月以内のもの)



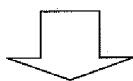
- ② 申請受付・審査

排水設備の検査合格、下水道使用料等の滞納が無いなどの要件を満たし、補助金の申請が適正と認められたときは、

「岡山市水洗便所改造等補助金交付決定及び確定通知書」を申請者へ送付します。



- ③ 岡山市水洗便所改造等補助金
交付請求書の提出
交付決定及び確定通知書が届きましたら、
「水洗便所改造等補助金交付請求書」を岡山
市下水道局へ提出してください。



- ④ 補助金の振込み

補助金交付請求書を受理した後、補助金を指定の口座へ振込む手続きを行います。

請求書受理から振込みまで、概ね3週間程度の期間が必要となります。

■よくある質問

- 問 補助金交付申請兼実績報告書などの様式はどこで入手できますか？
答 申請に関する様式は、4ページに記載されている各提出先で入手するか、または岡山市のホームページの以下の場所でダウンロードすることができます。

◆岡山市のホームページ
トップページ <暮らしの情報> 上水道・下水道・し尿・
浄化槽 > 下水道 > 下水道の各種補助制度

- 問 申請時添付書類の「納税証明書（岡山市提出用）」はどこで手に入りますか？
答 市役所の各区役所税務課、各支所・地域センター・市民サービスコーナー・連絡所で入手できます。1件の発行手数料は600円です。

納 稅 証 明 支 付 申 請 書 (岡山市役所用)		平成 年 月 日
岡山市長様		
申請者の方 ①本店街販取扱い業者の方 ②個人の方 ③他の法人の取扱い業者の方 ④税金の支拂い手帳の持主の方 ⑤その他		提出に際する方 住所
②個人の方 姓 名 (性別) 氏名(姓) (性別)		(平成)年 月 日
③他の法人の取扱い業者の方 事業者名 (登記の個人の氏名)		(平成)年 月 日
④税金の支拂い手帳の持主の方 申込月日 年 月 日 (例)平成16年六月三日(西暦)		支拂日 年 月 日
⑤その他 (請け合ひの内容)		

- 問 「補助金交付申請兼実績報告書」の提出は郵送でもいいですか？代理人でもかまいませんか？

答 申請書の提出は、郵送ではお受けできません。代理人の場合も、内容の聞き取りなどを行うことがありますので内容がわかる方をお願いします。

- 問 すべての金融機関の口座で補助金は受け取りができますか？

答 可能です。特にゆうちょ銀行の場合は、振込み先に「漢数字の店名(例:五四八)」と「アケタの口座番号」を記載してください。

【排水設備工事申請の際の留意点】

排水設備工事は、必ず岡山市下水道排水設備指定工事店（以下、「指定工事店」という）で行ってください。

工事契約の際は以下の点にご留意ください。

- 排水設備工事の契約は、皆さまと指定工事店が直接行うものです。
- 岡山市が、指定工事店の紹介、あっ旋などは行いません。市が発行する指定工事店名簿などを参考にご検討ください。
- 見積りを取られる場合は、同一条件の上、複数業者へ依頼することをお勧めします。また、見積りが有料の場合もありますので、指定工事店へご確認ください。
- 工事契約については、追加工事への対応、工事期間、工事の材料・内容などが明示されているかどうか必ずご自身で十分ご確認を行ってください。
- 補助金申請を指定工事店がお手伝いする場合、申請手続きがスムーズに行われるよう、皆さまと指定工事店の間で連絡を十分取り合ってください。
- 工事に関して、利害関係人（地主、家主等）がいる場合は、その方たちとよく話し合っていただき、承諾を得たうえで、申請してください。

【下水道へ接続後は、下水道使用料を納付していただきます】

下水道使用料は、汚水の処理費や下水管の清掃や補修などの維持管理費として納めていただくお金です。下水道を使用する際、水道の使用水量に応じて水道料金といっしょに納めていただきます。水道水以外の利用については、別途請求されます。

この補助制度について、さらに詳しくお知りになりたい方は、以下までご連絡ください。

☆ 申請書のご提出、お問合せ先☆

【旧岡山市・瀬崎地区】 営業経理課営業係 086-803-1489
〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2-3 岡山市分庁舎4階

【北区御津・建部町】 北部下水道事務所 0867-24-3921
(平成25年5月1日以降) 086-724-3921
〒709-2198 岡山市北区御津金川1020 御津支所内

【東区瀬戸町】 瀬戸下水道事務所 086-952-1124
〒709-0897 岡山市東区瀬戸町瀬戸45 瀬戸支所内
(※月曜日から金曜日午前8時30分から午後5時15分まで。土・日・祝日を除く)

【下水道局のホームページ】

http://www.city.okayama.jp/gesui/hukyuukanri/hukyuukanri_00003.html
トップページ > くらしの情報 > 上水道・下水道・し尿・浄化槽 > 下水道 >
「下水道の各種補助制度」をご覧ください。